

第 2 6 回 南 幌 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 7 年 6 月 3 0 日（月）午後 4 時 3 0 分より、役場庁議室において
第 26 回 南 幌 町 農 業 委 員 会 総 会 が 開 催 さ れ た。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定について
- 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 議案第 2 号 現況証明願いについて
- 議案第 3 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

事務局出席者	事務局 長	山 本	篤
	農地係主査	森 川	真由美

議長 これより、第 26 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 12 名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。3 番 江郷 委員、
4 番 上野 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 26 回南幌町農業委員会総会は、
6 月 30 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 26 回南幌町農業委員会総会は、6 月 30 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 7 年 5 月 29 日、第 25 回農業委員会総会を開催した。

6 月 10 日、利用調整会議を開催し、関係委員出席した。

同 日、南幌町農政対策推進協議会総会が南幌町農業協同組合で開催され、会長及び会長職務代理者出席した。

6 月 11 日、令和 7 年第 2 回議会定例会に会長出席した。

6 月 16 日 南幌町農業再生協議会総会が南幌町農業協同組合で開催され、会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。
令和7年6月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、12件でございます。

認定年月日は令和7年6月12日、いずれも再認定となり、有効期限は令和12年6月11日までとなっております。

認定番号7の6の1、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号7の6の2、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号7の6の3、住所は〇町〇丁目〇〇番〇号、〇〇 〇。

認定番号7の6の4、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。

認定番号7の6の5、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号7の6の6、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号7の6の7、住所は稲穂〇丁目〇番〇号、〇〇 〇。

認定番号7の6の8、住所は南〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号7の6の9、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号7の6の10、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号7の6の11、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号7の6の12、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、138経営体のうち法人が16法人となります。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 日程第5 議案第1号 農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地利用集積等促進計画の要請について。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画（案）の要請について議決を求める。
令和7年6月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地利用集積等促進計画の要請につきましては、所有権移転が12件です。
整理番号7の6の1の売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、雑種地で598㎡他計4筆ございまして、62,340㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。
整理番号7の6の2の売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17,086㎡他計4筆ございまして、72,910㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。
整理番号7の6の3の売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で5,005㎡他計6筆ご

ざいまして、167, 475㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号7の6の4の売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で17, 269㎡他計4筆ございまして、60, 593㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号7の6の5の売り手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 609㎡他計3筆ございまして、35, 098㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号7の6の6の売り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇 〇〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で24, 822㎡他計3筆ございまして、64, 128㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号7の6の7の売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇 〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 483㎡他計7筆ございまして、133, 916㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号7の6の8の売り手は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇〇号、〇〇 〇〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4, 903㎡他計3筆ございまして、85, 797㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号7の6の9の売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で7, 977㎡他計6筆ございまして、84, 604㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号 7 の 6 の 1 0 の売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で 4 6 , 7 7 0 m²となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号 7 の 6 の 1 1 の売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で 3 7 , 8 9 3 m²他計 2 筆ございまして、4 4 , 8 7 2 m²となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号 7 の 6 の 1 2 の売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で 4 , 3 6 9 m²他計 2 1 筆ございまして、1 7 0 , 5 9 3 m²となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

以上、促進計画（案）の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画の要請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第 6 議案第 2 号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 2 号 現況証明願いについて。

農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。

令和 7 年 6 月 3 0 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 2 号について説明いたします。現況証明願いにつきましては 1 件でございます。

願出者は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇〇。土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、公簿地目は畑、現況は農地以外、利用状況は雑種地、面積は 9 5 7 m²。土地の所有者は〇 〇 〇〇です。

証明を必要とする理由は地目変更登記申請のためです。

説明は以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあたられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

10 番 議長 10 番

議 長 10 番 立川 委員

10 番 願い出のあった件につきまして、私と高島委員、鍋山委員の 3 名で事務局の説明により現地の確認をいたしました。

本件につきましては、現状では雑種地として利用しており、今後畑として利用するには困難な状況です。

申請のとおりであると確認いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

議長 **日程第7** 議案第3号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について。
農地法第6条の規定に基づき、令和6年度中に報告を受けた農地所有適格法人に関して、同法第2条第3項に規定される要件の適合状況について承認を求める。
令和7年6月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告につきましては、20件でございます。
先に、株式会社足立農場、有限会社エイム、株式会社大館ファーム、サニープレイス株式会社、株式会社城地農産、有限会社なんぼろ風蔵、有限会社ハル、株式会社ファーム白倉、有限会社フローア、有限会社豊夢、有限会社ほなみ、有限会社野楽、株式会社山口ファーマーミング、有限会社ライフ、有限会社岐阜コントラクター、株式会社創農、株式会社福井花園の17法人につきまして、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の

すべてを満たすと考えております。説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。説明のありました１７法人につきましては、
のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。提案のありました１７法人については
提案のとおり承認することに決しました。
株式会社アシルについては、農業委員会法第３１条、議事参与
の制限により、青木委員の退席を求めます。
青木委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 株式会社アシルについては、別添の別記第１９号様式農地所有
適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構
成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。
説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。株式会社アシルについては提案のとおり承
認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって株式会社アシルについては提案のとおり承認することに決しました。

退席しております青木委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

株式会社 響については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、立川委員の退席を求めます。

立川委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 株式会社 響については、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。
説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。株式会社 響については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって株式会社 響については、提案のとおり承認することに決しました。

退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

有限会社NOAHについては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、鍋山、高島委員の退席を求めます。

鍋山、高島委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

事務局長 会長が退席されている間、南職務代理者に議長をお願いいたします。

(暫時休憩し、鍋山委員、高島委員は退席し、南委員は議長席に着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。
(南代理)

事務局 有限会社NOAHについては、別添の別記第19号様式農地所有適格法人要件確認書にありますとおり、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たすと考えております。説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(南代理)

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
(南代理) お諮りいたします。有限会社NOAHについては提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって有限会社NOAHについては
(南代理) 提案のとおり承認することに決しました。

退席しております鍋山委員、高島委員が席に着くまでの間、暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(暫時休憩し、鍋山委員、高島委員は着席し、南職務代理者は交代して着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第26回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第26回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後 4時46分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

3 番

4 番